

# 白井市教育大綱

(案)

令和3年4月

白井市

「はじめに」として、市長の挨拶文を掲載予定です。



### 1 策定の趣旨

平成27年4月1日施行「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が白井市の教育振興に関する基本的な方針を定めています。

### 2 対象期間

「白井市第5次総合計画後期基本計画」に併せ、令和3年度から令和7年度までとしています。

### 3 位置づけ

「白井市第5次総合計画」との整合を図りながら、白井市が目指すべき教育の理念や方針、施策の基軸として位置づけています。

## 4 基本理念



## 5 基本方針

### 方針1 育てます。未来を生き抜く力 【学校教育】

次世代を生きる子どもたちに、安全安心な教育環境、多様な教育活動のもとで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を基盤とした「未来を生き抜く力」を育てます。

### 方針2 支えます。子どもの笑顔 【家庭教育】

学ぶ機会を提供し、地域で家庭教育を支える仕組みを作り、すべての学びの基盤となる家庭教育を支えます。

### 方針3 結びます。人と地域と学び 【社会教育】

市民だれもが身近で気軽に立ち寄ることができる地域の拠点を活かして、人と地域と学びの場を結びます。

### 方針4 応援します。みんなの学び 【生涯学習】

市民だれもが生涯を通して、スポーツ、文化、芸術、郷土の歴史等、自己を高める学習活動を応援します。

## 6 施策の推進

各方針は「白井市教育振興基本計画」（令和3年4月1日施行）に基づき推進します。



**白井市教育大綱**

令和 3 年 4 月

〒270-1492

千葉県白井市復 1123

電話 047-492-1111